

新潟市緑化活動推進事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公園、道路又は河川等で緑化活動を行う団体に対し、緑化活動の支援を行い、地域への誇りと愛着のある緑豊かで潤いのあるまちづくりを推進することを目的とする新潟市緑化活動推進事業について定めるもので、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 補助の対象者（以下「団体等」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 新潟市自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）
- (2) 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等（以下「自治会等」という。）
- (3) 新潟都心地域民有地緑化支援事業の補助金の交付を受けた者（以下「都心緑化団体」という。）
- (4) 老人クラブ、PTA、NPO、その他の営利を目的としない団体（以下「その他の団体」という。）

2 前項第4号のその他の団体は、次の掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有すること。
- (2) 市内に在住、在勤又は在学する者を構成員として5人以上有すること。
- (3) 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となるものは、次の各号に掲げる活動場所への植栽とし、活動の際に団体等は活動場所の管理者に植栽、維持管理等についての許可を得なければならない。

- (1) 公園内
- (2) 道路
- (3) 河川敷
- (4) 公共施設敷地内で、外部から植栽が確認できる箇所。
- (5) 新潟都心地域民有地緑化支援事業で整備した箇所（以下「都心緑化箇所」という。）

2 補助金の対象となる費用は、次の各号に掲げる物品の購入費とする。購入物品の植栽費、

運搬にかかる費用は補助対象とはしない。

- (1) 草花の苗。ただし樹木は原則対象外とする。
 - (2) 草花の種、球根。
- 3 前項の対象となる購入物品は、第1項の箇所に全て適切に植栽すると共に、善良な維持管理を行わなければならない。
- 4 都心緑化箇所における補助金の対象となる期間は、整備を完了した年度の翌年度から起算して5年度分とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号に定めるものとする。

- (1) 前条に規定する費用の10分の10に相当する額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
 - (2) 同一の団体等が同一年度内に受ける補助金の合計額は、5万円を限度とする。
- 2 当該植栽について、本市、国、県、他の公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けている場合は、その額を差し引いたものを補助金として交付するものとする。

(補助申請)

第5条 補助を希望する団体等は、新潟市緑化活動推進事業申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、第3条第2項の物品を購入する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 植栽箇所図(様式第2号)
- (2) 第3条にかかる物品の見積書
- (3) 実施箇所の着手前の写真
- (4) 第2条第1項第3号に該当する場合、新潟都心地域民有地緑化支援事業交付確定通知書の写し
- (5) 第2条第1項第4号に該当する団体の場合、団体活動届(様式第3号)

(補助通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助金を交付するか否かを決定する。

- 2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときは、その決定内容を新潟市緑化活動推進事業交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知する。

(決定の変更等)

第7条 申請者は、規則第10条の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 新潟市緑化活動推進事業変更申請書(第5号様式)
 - (2) 第3条にかかる物品の見積書
 - (3) 実施箇所の着手前の写真
- 2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該申請者に係る交付決定額等の交付内容及びこれに付した条件を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、新潟市緑化活動推進事業変更交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 団体等は、補助対象の植栽及びその維持管理を、交付決定を受けた年度において完了したときに、新潟市緑化活動推進事業実績報告書（様式第7号）と共に以下の各号に掲げる資料を速やかに市長に提出する。

- (1) 植栽前及び植栽後の写真
- (2) 領収書又はこれに代わるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付確定)

第9条 市長は、前条に定める緑化活動推進事業実績報告書を受領し、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に新潟市緑化活動推進事業補助金交付確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りのその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付決定事業に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の新潟市緑化活動推進事業に関する要綱の規定により行った手続きその他の行為は、この要綱の相当規定により行った手続きその他の行為とみなす。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式第1号、第3号、第4号、第6号及び第8号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式第1号、第3号及び第5号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

年 月 日

(宛先) 新潟市長

団体名
 代表者 郵便番号
 代表者 住所

代表者 氏名
 (電話番号 — —)

年度 新潟市緑化活動推進事業申請書

新潟市緑化活動推進事業の補助金の交付を受けたいので、新潟市緑化活動推進事業に関する要綱第 5 条の規定により、以下のとおり申請します。

記

1 活動団体

活動団体名		団体種別	コミ協・自治会・都心緑化団体・その他の団体
-------	--	------	-----------------------

※その他の団体の場合は、団体活動届（様式第 3 号）を併せてご提出ください。

2 緑化活動の場所・目的等

緑化活動場所	活動場所所在地	区 ※植栽箇所図（様式第 2 号）、現地写真を添付
	活動場所種別	公園・道路・河川・公共施設・都心緑化箇所(※)
緑化活動の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記活動場所の緑化のため、補助対象の草花を植栽する。 ・ その他 	
緑化活動による副次的効果	(例) 地域の親睦、植栽地区の美化清掃へのきっかけ、など	

※都心緑化箇所とは、新潟都心地域民有地緑化支援事業で整備された箇所のこと

活動時期	植栽予定	年 月 日 ~ 年 月 日
	維持管理予定(※)	年 月 日 ~ 年 月 日

※維持管理は植栽した草花の見ごろの範囲でお願いします。

ただし、秋植え（10月～）の球根等は、植栽時点で管理終了としてください。

植栽箇所図

作成日： 年 月 日

団体名	
実施箇所	新潟市 区
<p>【箇所図】 当該地のほか、周辺施設、道路等をご記入ください。</p>	

※箇所図は略図で構いませんが、植栽箇所と数量を明示してください。

※活動箇所が複数に及ぶ場合は、それぞれの箇所ごとに箇所図を作成してください。

様式第3号

< 補助対象要件に関する確認事項 > (各項目の該当する□に✓印を記入してください。)

確 認 項 目	確 認 欄	
	はい □	いいえ □
申請者は暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではありません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。	はい □	いいえ □
要綱第4条第2項の規定により、当該植栽について、本市、国、県、他の公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う補助金等の財政的支援を受ける場合は、対象経費からその補助金等の額を差し引いています。	はい □	いいえ □
要綱第7条の規定により、交付決定の内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出します。	はい □	いいえ □
要綱第8条の規定により、交付決定を受けた後に緑化活動推進事業に着手し、速やかに実績報告書を提出します。	はい □	いいえ □
要綱第11条の規定により、交付決定の取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金の返還を命じられた場合は、定められた期限までに返還します。	はい □	いいえ □
市長が必要があると認めた場合は、その求めに応じ、補助事業に係るアンケート、報告、資料の提出又は担当職員による現地調査等に協力します。	はい □	いいえ □

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年度 新潟市緑化活動推進事業交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助事業について、新潟市緑化活動推進事業に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 補助事業の名称
新潟市緑化活動推進事業

2 交付決定額（不交付の理由）

	万	千	百	十	円
¥			0	0	0

交付条件

- (1) 緑化活動の具体的な内容について、施設管理者と十分に協議すること。
- (2) 植栽物及び緑化活動を実施する箇所の維持管理を適切かつ継続して実施すること。
- (3) 植栽物の管理終了後、すみやかに実績報告書を提出すること。

年 月 日

(宛先) 新潟市長

団体名

代表者 郵便番号

代表者 住所

代表者 氏名

(電話番号 — —)

年度 新潟市緑化活動推進事業変更申請書

年 月 日付 第 号で通知のあった新潟市緑化活動推進事業補助金の交付決定の内容を、次のとおり変更(取消)したいので、新潟市緑化活動推進事業に関する要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額					変更交付申請額				
円	千	百	十	円	円	千	百	十	円
¥		0	0	0	¥		0	0	0

2 植栽予定時期 年 月 日～ 年 月 日

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 植栽箇所図 (様式第2号)
- (2) 見積書
- (3) 実施箇所の着手前の写真 (植栽箇所に変更がある場合)

5 変更申請内訳（見積書を別途添付してください。）

種 類	数 量	単価 (円)	金 額 (円)
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
合 計 額			円
交付申請額（上限 5 万円） ※1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。 ※同一年度内において複数回申請する場合は、合計で 5 万円が限度となります。			,000円

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年度 新潟市緑化活動推進事業変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定を行った新潟市緑化活動推進事業の補助について、新潟市緑化活動推進事業に関する要綱第7条の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 補助事業の名称
新潟市緑化活動推進事業

2 変更交付決定額

・既交付決定額

¥	万	千	百	十	円
			0	0	0

・変更交付決定額

¥	万	千	百	十	円
			0	0	0

交付条件

- (1) 緑化活動の具体的な内容について、施設管理者と十分に協議すること。
- (2) 植栽物及び緑化活動を実施する箇所の維持管理を適切かつ継続して実施すること。
- (3) 植栽物の管理終了後、すみやかに実績報告書を提出すること。

年 月 日

(宛先) 新潟市長

団体名
代表者 郵便番号
代表者 住所

代表者 氏名
(電話番号 — —)

新潟市緑化活動推進事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった新潟市緑化活動推進事業が完了したので、新潟市緑化活動推進事業に関する要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 新潟市緑化活動推進事業

2 交付算定額

	万	千	百	十	円
¥			0	0	0

3 事業完了年月日 _____ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 植栽前及び植栽後の写真
- (2) 領収書又はこれに代わるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

5 補助金交付先（振込先）

口座 名義	カナ						
	漢字						
金融機関名		預金種目	口座番号				
銀行	本店	1 普通					
金庫	支店						
農協	出張所	2 当座					
信用組合							

※ 自治会等口座振替申込書の口座に振替を希望する場合はチェック欄に✓印を記入してください。この場合、上記「補助金交付先（振込先）」の記入は不要です。

チェック欄	確認項目
	自治会等口座振替申込書の口座に振替を希望する。 (自治会等事務委託料の振込先の口座)

補助金交付先（振込先）の記入について

- ※ 振替に使う口座は名義に団体の名称が含まれているものに限り、(下記の委任状がある場合を除く。)
- ※ 口座名義のカナ及び漢字は、通帳に記載してあるとおりに正確に記入してください。
- ※ 名義人が、補助申請者（団体代表者）と異なる場合は、以下の委任状を記入してください。

委 任 状	
	年 月 日
(宛先) 新潟市長	
(委任者) 団体名	
代表者 住所	
代表者 氏名	
私は、次の者を代理人と定め、緑化活動推進事業補助金の受領を委任します。	
(受任者) 団体名	
郵便番号	
住所	
役職名・氏名	
連絡先（電話番号 — — ）	

6 緑化活動実施場所 _____ 区 _____

7 活動の概要

【いつ、どこで、何人程度で、どのような活動をしたのかを簡潔にご記入ください。】

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市緑化活動推進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、新潟市緑化活動推進事業に関する要綱第9条の規定により、下記の通り補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市緑化活動推進事業
- 2 交付確定額

	万	千	百	十	円
¥			0	0	0